

# 総説

## 1 県勢の概要

三重県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、東西約80km、南北約170kmの南北に細長い県土を持っています。総面積は5,776.68km<sup>2</sup>（平成17（2005）年10月1日現在）となっています。

三重県の総人口は、平成18（2006）年4月1日現在、1,863,040人（男905,186人、女957,854人）となっています。

また、県土の利用状況は、森林が総面積の64.6%を占め、以下農用地12.3%、宅地6.3%（平成16（2004）年）となっています。

図1 1 人口・世帯数の推移

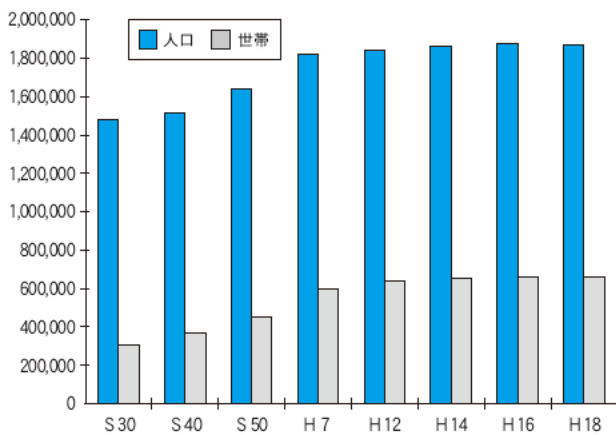
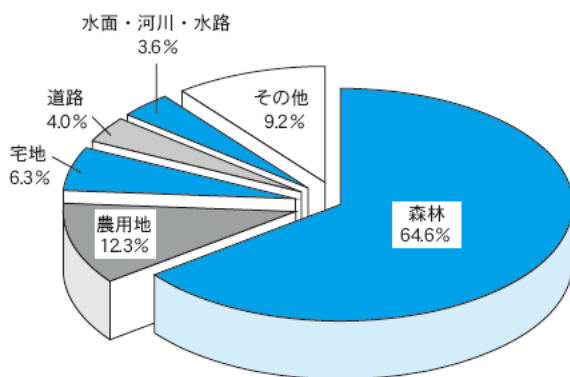


図1 2 土地利用状況



## 2 環境問題の動向

昭和30年代の半ばからの高度成長期には、伸びゆく工業、高度経済成長という国家目標と裏腹に、大気汚染や水質汚濁が深刻化し、全国各地で公害が問題になりました。

その頃三重県においても、四日市地域における石油化学コンビナートが本格的に稼働し始め、硫酸化物やばいじん等による大気汚染が進行し、いわゆる四日市ぜんそくが社会問題となりました。

このような産業活動を原因とする公害問題は、国や自治体の規制の効果や企業等の努力により収束傾向にありますが、近年は、自動車排ガスによる大気汚染や廃棄物の不法投棄等による水質や土壌等への環境影響、建築物の解体等に伴う飛散アスベストによる健康被害等が問題となっています。

また、地球温暖化に伴う気候変動や生態系に及ぼす影響など、地球規模の環境問題が深刻化しつつある一方で、身近な自然環境についても、里山や森林などの荒廃が懸念されています。

これらの環境問題は、今日の社会経済活動や生活様式との関わりから引き起こされたものであり、事業者、個人等の各主体が環境に対する自らの責任を自覚するとともに、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動を見直し、あらゆる側面から環境に配慮した社会を形成していく必要があります。

平成12（2000）年の国会は「環境国会」と呼ばれ、循環型社会形成推進基本法など6本の法律が成立し、平成15（2003）年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定されるなど、国内における循環型社会の形成に向けた制度的取組が整備、推進されてきました。

また、グローバル化に伴い、循環資源を含む製品や技術の国際流通の活発化など、環境と経済面での相互依存性が世界的に高まっていることを背景として、国際協調を通じて循環型社会構築のための国際的な取組を推進するため、平成17（2005）年4月にごみゼロ国際化行動計画が策定されました。

一方、自然環境の保全に関しては、平成14（2002）年に新・生物多様性国家戦略の策定、自然公園法や鳥獣保護法の改正、自然再生法の制定などが相次いでなされ、平成17（2005）年4月には、外来生物法が制定されるなど、自然環境分

野での取組も大きく進みました。

さらに、地球温暖化防止に向けて、平成14(2002)年3月に新しい地球温暖化対策推進大綱が策定され、平成17(2005)年2月の京都議定書の発効を受けて、平成17(2005)年4月に京都議定書目標達成計画が策定されるなど、地球規模の環境問題への取組も着実に進められています。

本県では、平成13(2001)年3月に三重県公害防止条例を抜本改正し、「三重県生活環境の保全に関する条例」を制定し、従来の公害規制に加え、廃棄物対策や地球温暖化対策などへの取組を強化するとともに、平成16(2004)年3月には、三重県の健全な土壌・地下水環境を保全するため、土壌汚染に関する取組を新たに加えました。

平成15(2003)年3月には「三重県自然環境保全条例」を改正し、優れた自然環境の保全だけでなく、里地里山などの身近な自然環境の保全や希少野生動植物種の保護など、自然環境の保全に関する全般的な内容に拡充しました。

また、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的発展などを基本理念とした「三重の森林づくり条例」を平成17(2005)年10月に制定し、この条例の基本理念を踏まえ、平成18(2006)年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定しました。

さらには、持続可能な社会づくりに向けて、多様な主体が環境教育を自主的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全の輪が広がることを目的として「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」を平成17(2005)年6月に策定しました。

これらの条例等を基本としながら、従来からの環境施策に加え、新たな環境問題に対する取組を一層進めていきます。

## 3 環境政策の指針

### (1) 三重県環境基本条例

三重県環境基本条例は、環境保全に関する基本理念、県・事業者・県民の責務、県と市町との協働、環境保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康で文化的な生活の確保と福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の4項目です。

- ・良好な環境の確保と将来の世代への継承
- ・持続的発展が可能な社会の構築
- ・生態系の均衡の保持、やすらぎとうるおいのある快適な環境の確保
- ・国際的協調による地球環境の保全

### (2) 三重県環境基本計画

三重県環境基本計画は、平成9(1997)年度に三重県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しましたが、策定後7年を経過し、地球温暖化の対応が急務となっているなど、環境政策を進める上で、私たちを取り巻く状況は大きく変化していることから、これらに的確に対応するため、平成16(2004)年6月に新たな基本計画を改定しました。

基本計画は、三重県が主体となって施策を展開し、また、自らが率先して環境の保全に努めることを明らかにするとともに、各主体に期待される役割と環境を保全するために実践すべき取組の方向を明示しています。

計画の目標年度は、引き続き平成22(2010)年度とし、環境基本条例の基本理念を受けて、次の4項目の基本目標を定めています。

基本目標Ⅰ：環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

基本目標Ⅱ：人と自然が共にある環境の保全

基本目標Ⅲ：やすらぎとうるおいのある快適な環境の創造

基本目標Ⅳ：自主・協働による環境保全活動の促進

また、4つの基本目標を達成するため、施策分野ごとに16項目の数値目標を設け、施策の区分における取組については、より具体的な方向とよりの確な進行管理を行うために、平成18(2006)年度を目標とする42項目の数値目標を推進計画(アクションプラン)により定めています。

表 1-1 環境基本計画数値目標進捗状況（環境基本計画進行管理表）

数 値 目 標 項 目	単 位	目 標 数 値 (2010年度) ①	現 状 値 (2002年度他) ②	2005年度		進 捗 区 分
				事 業 量 ・ 状 況 ③	2005年度達成率 (③-②/①-②)	
1 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分の総量	千t/年	265	2001年度 454	451	0.02	③
2 二酸化炭素排出量	千t (炭素換算)	6,049	2000年度 7,505	(2003年度) 7,416	0.06	③
3 環境基準を達成した大気環境測定局の割合	%	100	66	70	0.12	③
4 水浴びや水遊びができる程度に水質(BOD2mg/ℓ以下)が維持又は浄化されている河川の水域割合	%	93	72	84	0.57	②
5 有害化学物質の大気、水質に係る環境基準達成率	%	100	98	97	0.50	②
6 自然環境の保全地域の面積	ha	56,800	50,013	53,460	0.51	B 2
7 三重県指定希少野生動植物種の保全率	%	100	未指定	100	1.00	①
8 自然とのふれあいの場の満足度	点	67	60	60	0.00	③
9 公益的機能発揮のための森林・農地・沿岸海域の整備面積	ha	122,500	12,900	(2005年度) 10,200ha 累計 47,276ha	(累計達成率) 0.31	C
10 都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積	m <sup>2</sup>	9.26	7.71	8.25	0.35	C
11 市町村の景観制度策定数	件	18	10	12	0.25	C
12 国及び県の指定文化財件数	件	890	809	852	0.53	B 2
13 環境経営実践事業所数	事業所	1,440	754	1,126	0.54	B 2
14 環境学習参加者数	万人	100	64	145.3	2.26	①
15 環境保全活動への参加者数	万人	35	8.5	18.2	0.37	③
16 技術移転研修受講者の満足度	点	80	57	85	1.22	①

※ 2005年度達成率の考え方：項目ごとの進捗状況により、次の基準で区分。

進捗区分の基準 数値目標

- A : 進捗率が100%以上のもの
- B 1 : 進捗率が80%以上100%未満のもの
- B 2 : 進捗率が50%以上80%未満のもの
- C : 進捗率が50%未満のもの

定性的目標

- ① : ほぼ所期の目標を達成したもの（数値目標のA、B 1に相当）
- ② : ある程度所期の目標を達成したもの（数値目標のB 2に相当）
- ③ : ほとんど目標が達成できていないもの（数値目標のCに相当）